

「総務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による 国の歳入等の納付に関する法律施行規則」の制定概要説明

1. 背景

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和 4 年法律第 39 号。以下「キャッシュレス法」という。）に基づき、従来認めている現金等の納付方法に加えて、キャッシュレスによる納付の対象となる歳入等、歳入等を納付しようとする者（以下「納付義務者」という。）の委託を受けて国に当該歳入等を納付する事務を行う者（以下「指定納付受託者」という。）の指定等の細則については、各省等が主務省令で定めることとなっているところ。

これを踏まえて、当省においてもキャッシュレスによる歳入等の納付が可能となるよう、本省令においてこれらの事項を定めることとする。

2. 概要

キャッシュレス法に基づき、主務省令で定めることとされている事項のうち、本省令では以下について定めることとする。

(1) 主務省令で定める歳入等（第 1～3 条）

・省令制定時に定める歳入等は電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 103 条の 2 の規定による電波利用料のみ。また納付も、キャッシュレス法第 4 条（情報通信技術を利用して指定納付受託者に委託して納付する方法による納付）の規定に基づく定めのみ。

(2) 指定納付受託者に対する納付の委託の方法（第 4 条）

(3) 納付受託の通知の方法（第 5 条）

(4) 指定納付受託者の報告事項（第 6 条）

(5) 指定納付受託者の納付に係る納付期日（第 7 条）

(6) 指定納付受託者の指定の基準（第 8 条）

(7) 指定納付受託者の指定の手続（第 9 条）

(8) 指定納付受託者の指定に係る公示事項（第 10 条）

(9) 指定納付受託者の名称等の変更の届出（第 11 条）

(10) 帳簿の書式等（第 12 条）

(11) 指定納付受託者に対する報告の徴収（第 13 条）

(12) 指定納付受託者の指定取消の通知（第 14 条）

3. 今後のスケジュール（予定）

- ・意見公募：令和 4 年 12 月 27 日（火）～令和 5 年 1 月 30 日（月）
- ・公布日：令和 5 年 3 月 1 日（水）から施行